

令和7年度における 所得税関係の改正について(上)

内田夏美／宮本大二郎

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点からの所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設を行うとともに、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すための中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充並びに国際環境の変化等に対応するための防衛特別法人税の創設及

びたばこ税の見直しを行うほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることを内容とした「所得税法等の一部を改正する法律」は、国会における審議を経て令和7年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に関係政省令とともに公布され、原則として4月1日から施行されている。

以下これらの改正内容について概要を説明する。

所得税法等の改正

第一 所得税の見直し関係の改正

1 基礎控除の改正（所法86等関係）

(1) 改正の内容

① 基礎控除の引上げ

イ 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げることとされた。

ロ 上記イの改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行うこととされた。

② 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の創設

イ 令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合には、基礎控除の控除額に次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算することとされた。

(イ) 令和7年分及び令和8年分……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

i その居住者のその年分の合計所得金額が132万円以下である場合……37万円

ii その居住者のその年分の合計所得金額が132万円を超え336万円以下であ